

○松山養護老人ホーム設置条例

制 定 昭和 50 年 11 月 1 日条例第 2 号
改 正 昭和 51 年 3 月 10 日条例第 2 号
昭和 54 年 2 月 23 日条例第 3 号
平成 6 年 3 月 1 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 5 条第 3 項の規定により養護老人ホームを設置する。

(名称および位置)

第 2 条 養護老人ホームの名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
江 南 荘	松山市恵原町甲 8 8 0 番地

(規則への委任)

第 3 条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この条例は公布の日から施行する。
- 2 温泉郡，松山市及び北条市養老施設管理組合養護老人ホーム設置条例（昭和 35 年 10 月施行）は廃止する。

付 則（昭和 51 年 3 月 10 日条例第 2 号）

この条例は，公布の日から施行する。

付 則（昭和 54 年 2 月 23 日条例第 3 号）

この条例は，公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年 3 月 1 日条例第 3 号）

この条例は，公布の日から施行する。